

議案第56号

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和3年12月8日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例

守口市国民健康保険条例（昭和34年守口市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第10条まで 略</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第18条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>法第81条の2第4項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ <u>法第81条の2第9項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p>	<p>第1条から第10条まで 略</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（<u>第18条及び第18条の3</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>法第81条の2第5項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ <u>法第81条の2第10項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p>

オ及びカ 略

(2) 略

アからウまで 略

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに同令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額

第12条から第14条の5まで 略

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第14条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後

オ及びカ 略

(2) 略

アからウまで 略

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに同令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額

第12条から第14条の5まで 略

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第14条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条及び第18条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総

期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 略

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第14条の5の3から第17条まで 略

(保険料の減額)

第18条 略

2 前項各号の規定により算定された額の決定については第14条第3項を、前項各号の規定により減額した額については同条第2項の規定を準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額(前項第1号の1人当たり軽減額、同項第2号の1人当たり軽減額及び同項第3号の1人当たり軽減額)」と読み替えるも

額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 略

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第14条の5の3から第17条まで 略

(低所得者の保険料の減額)

第18条 略

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第18条第1項各号ア及びイ」と、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

のとする。

3及び4 略

第18条の2 略

3及び4 略

第18条の2 略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額（第4項に掲げる場合を除く。）は、第14条又は第14条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第18条の3第1項」と、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の4」とあるのは「第14条の5の5又は第14条の5の8」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の5の5」

と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第14条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第18条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第14条第2項の規定により端数の切捨てを行つた後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。
- 5 第14条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第18条の3第4項」と、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の4」とあるのは「第14条の5の5又は第14条の5の8」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第14条第2項」とあるのは「第14条の5の5第2項」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の5の5」と読み替え

以下 略

るものとする。

以下 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第18条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。